

おわせ森林管理協議部会 F S C グループ認証推進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、尾鷲市及び紀北町内森林の適切な管理を行うことによる持続可能な森林経営と多面的機能の高度発揮を目指すと共に、独立した第三者認証機関によって公表された基準を用いて審査、認証（F S C グループ認証）取得を推進することで、それぞれの森林管理の信頼性を確保し、その活動を広くし知らしめることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、おわせ森林管理協議部会（以下、「部会」という。）とする。

(対象森林)

第3条 本事業におけるF S C グループ認証の対象となる森林は、尾鷲市及び紀北町内の森林とする。

(加入要件)

第4条 本事業におけるF S C グループ認証に加入を希望する者（以下、「加入希望者」という。）は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) F S C の理念を理解し、同意できる者
- (2) 森林組合おわせの組合員である者
- (3) 対象森林が既に森林経営計画を策定していること
- (4) その他部会で定められた規定に従うことができる者

(申し込み)

第5条 加入希望者は、加入を希望する年の前年の部会長が定める日までに、部会長あてに加入申請書（様式1）を提出する。

(加入の可否)

第6条 部会は、前条の規定による申請があった場合、チェックリスト（様式2）により加入の可否を決定し、加入が認められる場合は加入契約書（様式3）により契約を締結する。

(加入期間)

第7条 加入期間は1年とし、脱退の申し出がない場合は自動更新とする。

(加入費用)

第8条 年間の加入費用は、グループ認証にかかる総費用を面積按分した額に、管理手数料を加えた金額（以下、「加入金」という。）とする。算定の際100円未満の端数は切り上げる。

2 加入希望者は、加入金を定められた期日までに一括で部会へ支払わなければならない。

(取消)

第9条 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合は加入を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める要件を満たさないと判断される場合
- (2) 加入金の入金がない場合
- (3) 加入している森林の多面的機能が発揮できないとみなされる場合
- (4) その他部会において相応しくないと判断される場合

(脱退)

第10条 脱退を希望する者は、脱退申請書(様式4)を部会に提出しなければならない。

2 すでに支払われた加入金は、前項の脱退が認められても払い戻しは行わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業におけるF S Cグループ認証に係る必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

但し、施行前に提出された加入申請書については、有効なものとする。